

議会『村議会に』紀行『聞こう』

村民の皆さまからよく聞かれる疑問に答えてみました。

専決処分とは

臨時会で議長が先決処分て
言いよんなったバッテン
先決てどぎゃんこつな？

正しくは「専決」です。「専決処分」は本来、議会の議決・決定を経なければならない事項について、自治体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することです。村長が専決処分した場合は、次の議会において報告をし、承認を求めなければなりません。市長が議会を招集せず、専決処分を繰り返し問題となった、鹿児島県阿久根市の教訓から、一昨年法律が一部改正されました。5月臨時会の専決は問題ありませんが、今後も議会として慎重な運用を真剣に見守ります。

傍聴席の入り口に
意見箱が置いてあったが、
どぎゃん意見があるな。

意見箱、貴重なご意見の数々

昨年の6月に設置し、1年が経過しました。※一部は23号で紹介済
ご意見の内容は、

- 各事業の検証をし村民に伝えてほしい
- 議案審議時に費用対効果の視点をもち論議してほしい
- 若い人が働きやすい環境づくりが大事
- 庁舎整備計画について、村民に情報を公開するため、村民説明会開催を提案
- 久木野庁舎A T Mの設置希望
- 国道325号長陽地区内に道の駅設置を
- 長陽地区に新庁舎の早急な建設を
- 小中学校の統合を
- 立野地区に道の駅建設を

等、多くの貴重なご意見をいただいております。これからも議員は、住民の中に飛込み対話を重ねながら、村民全体の代表者として使命を果たしてまいります。

村民の皆様が撮影した表紙写真を募集しています

お問い合わせはこちらまで『南阿蘇村議会広報特別委員会』南阿蘇村大字河陰145-3
TEL : 67-1553 FAX : 67-0871